

草加市マンション管理士派遣事業実施要綱

〔令和6年1月19日
告示第35-2号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市内の分譲マンションの管理の適正化を推進するため、マンション管理士を派遣し、マンション管理組合等の相談事項等に対し助言を行う事業（以下「派遣事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するマンションであつて、市内に所在するものをいう。
- (2) マンション管理組合等 法第2条第3号に規定する管理組合、同条第4号に規定する管理者等、同条第3号に規定する管理組合のないマンションにおける区分所有者又は同条第4号に規定する管理者等が選任されていないマンションにおける区分所有者をいう。
- (3) マンション管理士 法第2条第5号に規定するマンション管理士をいう。
- (4) 専門家団体 マンション管理士等により構成された団体であつて、派遣事業について市と協定を締結した団体をいう。

(派遣事業の対象等)

第3条 派遣事業の対象は、市長が派遣事業の利用が必要であると認めるマンション管理組合等とする。ただし、前年度中に本事業を利用したマンション管理組合等を除く。

2 市長は、前項に規定するマンション管理組合等からマンション管理士の派遣の申請があつたときは、予算の範囲内で、当該マンション管理組合等に対し、マンション管理士を派遣することができる。

(相談事項等)

第4条 派遣事業における相談事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理組合の運営及び管理規約等に関すること。
- (2) 管理費、修繕積立金その他の財務に関すること。
- (3) 管理委託契約に関すること。
- (4) 大規模修繕工事並びに長期修繕計画の作成及び見直しに関すること。
- (5) その他マンションの維持管理、管理組合等の運営及びマンションの管理に関すること。

2 派遣事業により派遣されたマンション管理士は、前項の相談事項について、マンション管理組合等に対し助言を行うものとする。

(申請手続)

第5条 派遣事業を受けようとするマンション管理組合等は、草加市マンション管理士派遣申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 派遣事業の申請は、マンション管理組合等ごとに一の年度につき1回を限度とする。
- 3 第1項の申請は、派遣を受けようとする日の属する年度の2月末日までに行わなければならない。

(派遣の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により派遣を決定したときは、専門家団体に対し、草加市マンション管理士派遣依頼書（第2号様式）により依頼するものとする。
- 3 前項の規定による依頼を受けた専門家団体は、当該専門家団体に所属するマンション管理士の中から派遣する者を決定し、草加市マンション管理士派遣承諾通知書（第3号様式）により市長に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、草加市マンション管理士派遣決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により派遣をしない旨の決定をしたときは、草加市マンション管理士派遣不決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(マンション管理士の派遣)

第7条 申請者に対するマンション管理士の派遣回数は2回までとし、1回につき1人以上を派遣する。

- 2 マンション管理士の派遣は、派遣を決定した日から当該日の属する年度の3月15日

までの間において市長が定める日において行うものとする。

3 市長は、予算の範囲内において、マンション管理士の派遣に要する費用を負担するものとし、その額は、派遣人数にかかわらず派遣1回当たり2万円とする。

4 前項の規定による派遣に要する費用は、交通費その他の諸経費を含むものとする。

5 次に掲げる費用は、申請者が負担しなければならない。

(1) 派遣会場として使用する施設の利用に係る費用

(2) 派遣を受ける際に申請者が用意する資料に要する費用

(派遣の辞退)

第8条 第6条第4項の規定による派遣の決定を受けた申請者（以下「派遣決定者」という。）は、派遣を辞退するときは、派遣を受ける日の7日前までに草加市マンション管理士派遣辞退届（第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

(派遣決定の取消し)

第9条 市長は、派遣決定者が偽りその他不正の手段により派遣の決定を受けたときは、派遣の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、草加市マンション管理士派遣取消通知書（第7号様式）により、派遣決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 マンション管理士の派遣を受けたマンション管理組合等は、派遣を受けた日から14日以内に、草加市マンション管理士派遣結果報告書（管理組合等用）（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 派遣業務を行った専門家団体は、業務を完了した日から14日以内に、草加市マンション管理士派遣結果報告書（専門家団体用）（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年告示第211号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

草加市マンション管理士派遣申請書

年 月 日

草加市長 宛て

管理組合等名
住 所
代表者 役職・氏名
電 話

草加市マンション管理士派遣事業によるマンション管理士の派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、派遣の決定を受けた場合にあっては、本申請書に記載した情報をマンション管理士に提供することに同意します。

1 マンション名 _____

2 所在地 草加市 _____

3 電話番号 _____

4 相談事項 _____

5 派遣希望日時 (1回目) 第一希望 年 月 日 () 時
第二希望 年 月 日 () 時
第三希望 年 月 日 () 時

(2回目) 第一希望 年 月 日 () 時
第二希望 年 月 日 () 時
第三希望 年 月 日 () 時

第2号様式（第6条関係）

草加市マンション管理士派遣依頼書

年 月 日

様

草加市長



草加市マンション管理士派遣制度実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおりマンション管理士の派遣を依頼します。

派遣先内容

1 マンション所在地・管理組合名・代表者氏名

2 建物・管理概要

3 相談区分・内容

4 派遣日時

| | | | | | |
|-------|------|---|---|-------|---|
| (1回目) | 第一希望 | 年 | 月 | 日 () | 時 |
| | 第二希望 | 年 | 月 | 日 () | 時 |
| | 第三希望 | 年 | 月 | 日 () | 時 |

| | | | | | |
|-------|------|---|---|-------|---|
| (2回目) | 第一希望 | 年 | 月 | 日 () | 時 |
| | 第二希望 | 年 | 月 | 日 () | 時 |
| | 第三希望 | 年 | 月 | 日 () | 時 |

5 派遣場所

第3号様式（第6条関係）

草加市マンション管理士派遣承諾通知書

年 月 日

草加市長 宛て

専門家団体名

代表者名

年 月 日付けで依頼のあったマンション管理士の派遣については、次のとおり承諾しましたので通知します。

派遣者

1 氏 名

住 所

電話番号

2 氏 名

住 所

電話番号

3 派遣可能日

(1回目) 年 月 日 () 時

(2回目) 年 月 日 () 時

第4号様式（第6条関係）

草加市マンション管理士派遣者決定通知書

年 月 日

様

草加市長



年 月 日付けで申請のあったマンション管理士派遣について、草加市マンション管理士派遣事業実施要綱第6条第4項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 派遣日

(1回目) 年 月 日 () 時

(2回目) 年 月 日 () 時

2 派遣者

(1) 氏 名

電話番号

(2) 氏 名

電話番号

第5号様式（第6条関係）

草加市マンション管理士派遣不決定通知書

年 月 日

様

草加市長



年 月 日付けで申請のあったマンション管理士派遣について、次のとおり不決定となりましたので、草加市マンション管理士派遣制度実施要綱第6条第5項の規定により通知します。

不決定の理由

第6号様式（第8条関係）

草加市マンション管理士派遣辞退届

年 月 日

草加市長 宛て

管理組合等名

住 所

代表者 役職・氏名

電 話

年 月 日付けで決定通知のあったマンション管理士派遣について、次の理由により辞退したいので、草加市マンション管理士派遣事業実施要綱第8条の規定により届け出ます。

辞退理由

第7号様式（第9条関係）

草加市マンション管理士派遣取消通知書

年 月 日

様

草加市長



年 月 日付けで通知したマンション管理士派遣の決定について、次のとおり取り消しましたので、草加市マンション管理士派遣事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

取消理由

第8号様式（第10条関係）

草加市マンション管理士派遣結果報告書（管理組合等用）

年 月 日

草加市長 宛て

管理組合等名

住 所

代表者 役職・氏名

電 話

マンション管理士派遣について、草加市マンション管理士派遣事業実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|---------------------------|------------|
| 派遣日時 | 年 月 日 時 |
| 派遣場所 | 所在地 名 称 |
| 参加人数 | 名 |
| マンション 管理士名 | |
| マンション管理 士の助言・提案 内 容 | |
| 今後の方向性 | |

第9号様式（第10条関係）

草加市マンション管理士派遣結果報告書（専門家団体用）

年 月 日

草加市長 宛て

専門家団体

代表者名

マンション管理士派遣について、草加市マンション管理士派遣事業実施要綱第10条第2項の規定により、次のとおり報告します。

| 派遣日時 | 年 月 日 時 |
|-----------------|---------|
| 派遣したマンション管理士の氏名 | |
| 相談内容 | |
| 助言・提案内容 | |